

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

【重要】「かかりつけ医機能報告制度」の創設ならびに
「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」の修了申請について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年（令和7年）4月の、かかりつけ医機能報告制度の施行に伴い、ほぼ全ての医療機関（特定機能病院、歯科医療機関を除く）が対象医療機関として、毎年度 G-MIS（医療機関等情報支援システム）を用いて、具体的な機能を都道府県知事に報告を行うこととなります（G-MIS 上での詳細は未定、初回は、令和8年1～3月報告の予定）。

これまでの地域医療構想においては、病床機能等を中心に議論されてまいりました。しかし、2040年を見据えた新たな地域医療構想においては、「かかりつけ医機能が発揮される制度整備」として、病床機能だけでなく、地域を面で支えるため、具体的にどういった医療機能が足りているのか、また不足しているのかを各地域において議論することが重要となります。今後、本報告は保健医療協議会等において議論するための基礎資料として活用されることとなります。

なお、報告項目において、「かかりつけ医機能報告制度に関する研修の修了者の有無」を問われることから、会員の先生方におかれましては、本研修の修了申請と修了証の印刷（掲示は不要）をお願いしたく存じますが、これらの手続きは、原則、先生方ご自身がMAMISのマイページ上で行う必要があります。

また、かかりつけ医機能報告制度に関して、日本医師会は、「5年後に見直しが見込まれているが、対象医療機関からの報告数、研修の修了者数が少ない場合は、『かかりつけ医の制度化』といった規制的な方向へ再び進む可能性がある」として、可能な限り多くの先生方に研修を修了していただき、医療機関に対しては、本制度への積極的な協力がなされるよう強く求めています。

つきましては、改めて下記資料を送付させていただきますので、大変お手数ではございますが、適宜、会員への周知方ならびに修了申請の手続きにつきまして、ご案内頂きたい、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 厚生労働省リーフレット（医療機関の皆様へ かかりつけ医機能報告制度が始まります！）
2. かかりつけ医機能報告制度について（府医・地域医療課作成）
3. MAMIS 研修管理機能マニュアル<医師向け（マイページ） かかりつけ医機能報告制度にかかる研修の修了申請編>Ver.1.0（2025年5月8日）
4. 他のかかりつけ医の名称の付いている研修との違いについて（府医・介護福祉課作成）
（参考1）MAMIS 操作マニュアル（ログインから利用者登録まで）
（参考2）「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」実施要綱について（2025年4月2日）
（参考3）かかりつけ医機能の確保に関するガイドラインについて（2025年7月2日）※

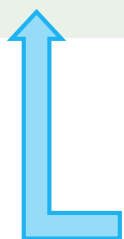
※ガイドラインは容量の都合により、厚生労働省ホームページ（URL又はQRコード）を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html#h2_free1



各制度・研修制度にかかる府医・日医の分掌

	大阪府医師会担当課	(参考) 日本医師会担当課
かかりつけ医機能報告制度	地域医療課	総合医療政策課
かかりつけ医機能報告制度にかかる研修	学術課	生涯教育課



医師会会員情報システム
(MAMIS) の操作方法

—

(日本医師会) MAMIS運営事務局
 e-mail : inquiry@mamis.med.or.jp
 T E L : 0120-110-030
 受付時間：平日10:00～18:00
 ※土・日・祝日、年末年始を除く平日

【参考】既存の研修制度等

	大阪府医師会担当課	(参考) 日本医師会担当課
日医かかりつけ医機能研修制度	介護福祉課	介護保険課
地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会	介護福祉課	医療保険課